

外部監査人による監査の請求

1) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める

地方自治法第252条と岩手県「外部監査契約に基づく監査に関する条例」第3条第5項に基づき、別途地方自治法242条第1項に基づき本件請求人が、請求する住民監査請求を外部監査人によって監査することを求める。

2) 請求の要旨

岩手県知事に対し、がれきの広域処理に関する違法な公金の支出に対し、地方自治法第242条の第1項に基づき住民監査を行い、当該行為を防止し、当該契約を是正することを求める。

3) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める理由

本件請求人は、先に今回「請求の要旨」で示したと同要旨の請求を岩手県監査委員に対して今年2月26日に行った。

これに対して監査委員からは、3月25日付請求人には、26日に請求を「却下」する旨の通知が届いた。

本件住民監査請求は、岩手県の災害がれきの広域化にあたり、大阪府・大阪市、富山県・富山市・高岡市、秋田県・秋田市などとの契約について、個別具体的に提示し、このまま契約に基づき、広域化事業が進めることは、違法であり、かつ岩手県に損害を与える可能性が高いことを示した。

ところが監査委員は

- ① 住民監査請求で示した内容を読み取ることなく、個別具体的に記載している内容を見落とし、請求人の単なる疑念であると片づけている。これは監査委員として求められる公明最大な役割を欠落させた対応と言える。
- ② また監査委員は、請求人が指摘した法令で禁止されている「再々委託」問題について、禁止法令を示しているにもかかわらず、「個別具体的に違法性を示したものは認められない」と断じ、一方で環境省の見解として「違反する再々委託には当たらない」を示している。

違反する法令を示しているのに、理由提示がないといい、一方で行政官庁の一方的な伝聞を監査委員の見解とする。実質的な審議に入って論議すべきものを「却下」によって論議を避けた不校正な対応と言える。

- ③ 自治体に損害を与えるものでないから住民監査請求にあたらぬというのが、もう一つの「却下」の理由である。

しかしこれも監査委員は、今回の災害がれきの処理にあたって、その処理

費は、国からの交付金＝補助金で賄われるという建前論を示すにとどまっている。適法でなく、合理性を持たない時には補助金は支給されなくなる。

がれきの広域化にあたって、法令上も必要不可欠な条件は、被災自治体での発生量に対し、被災自治体内では処理しきれないという点があり、広域処理の必要性が法令上も根拠を持つ。

今回のように「広域化ありき」の広域化処理では、補助金が支給されなくなる可能性が高くなる。実際に埼玉県や静岡県では、処理しなければならないがれき量の算定が杜撰で、広域化が途中で中止になった。

また先の住民監査で指摘した秋田県は、再測定の結果指摘通りに広域化の必要性が無くなり中止になった。

そこで請求人は、監査委員から「却下」されたが、次の最高裁判例に基づき再度の監査請求を行い、同時に外部監査人による監査を請求するものである。

「監査委員が適法な住民監査請求により監査の機会を与えられたにもかかわらず、これ却下し監査を行わなかったため、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正する機会を失くした場合には、当該請求をした住民に再度の住民監査請求を認めることにより、監査委員に重ねて監査の機会を与えるのが、住民監査請求の制度の目的に適合すると考えられる。」（最高裁平成10・12・18）